

平成 年 月 日

## 同意書

枚方市長様

住所 枚方市

氏名 印

緊急通報装置の設置及び使用に関し、下記の事項に同意します。

### 記

1. 緊急通報装置の設置にかかる料金の一部（1,500円）を支払います。
2. 緊急通報装置を故意又は不注意により損傷又は紛失した場合は、弁償します。
3. 緊急通報装置が壊れた場合や、住所や身上、緊急時の連絡先等に変動がある場合、また、電話回線を変更する場合は、直ちに届け出ます。
4. 緊急通報装置を必要としなくなった場合は、直ちに返還します。
5. 緊急通報装置が正常に作動していることをセンター装置に自動通報し確認するため、それにかかる電話料金(月々40円から50円程度)を支払います。
6. 必要な場合以外は、緊急通報及び相談通報を行いません。
7. 緊急通報装置を設置するために必要な家屋の破損等については賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
8. 緊急通報対応及び相談通報を行う場合、また、緊急通報装置の設置・点検等を行う場合、必要に応じて消防署員や市職員、委託事業職員等の関係者(以下「関係者」という。)が自宅に立ち入ることを認めます。
9. 前項による自宅への立入りにより、自宅等の一部に破損が生じても関係者に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
10. 8項による自宅への立入りの結果、病院等に搬送された場合、無人となった自宅に対する管理責任を関係者に求めません。
11. 緊急通報システム設置事業における目的の範囲内において、関係者及び民生委員に対して申請書に関する情報を提供することを認めます。
12. 緊急通報装置の設置趣旨を理解し、電気代の節約等の理由でコンセント(電源)を抜く行為は決してしません。万一コンセントを切るなど不当な使用を行い、市から返還命令を求められても一切異議申し立てを行いません。  
また、入院等の理由で長期に留守する場合は、緊急通報装置の相談ボタンを押して必ず連絡します。